

会議名 (審議会等名)		平成20年度第1回 川西市都市計画審議会		
事務局 (担当課)		まちづくり部 まちづくり推進室 都市計画課 内線(2921)		
開催日時		平成20年6月30日(月) 午後2時00分～ 3時10分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	古川・水島・崎田・今北・久・四谷・宝田・三輪・土谷・吉田・宮路 ・大矢根・小山・安田・藪内・釜谷・山下		
	幹事			
	事務局	常城・上治・酒本・井内・奥田・萩倉・堀内・渡辺		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>議題</p> <p>(1) 議案第1号 川西市都市計画審議会における正・副会長の選出について</p> <p>(2) 議案第2号 阪神間都市計画地区計画(阪急日生ニュータウン(川西市)地区計画)の変更について(川西市決定)</p> <p>(3) その他 都市計画道路見野線の見直しについて(報告)(川西市決定)</p>		
会議結果		<p>(1) 議案第1号 会長には古川委員、副会長には小山委員を選出。</p> <p>(2) 議案第2号 原案のとおり、可決されました。</p>		

事務局	<p>(開 会)</p> <p>お待たせいたしました。</p> <p>まだ、2名の委員の方が来られていませんが、定刻になりましたので、ただ今から、平成20年度第1回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます、まちづくり部まちづくり推進室長の 上 治 でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、平成20年度第1回川西市都市計画審議会の開催にあたりまして、市長より、ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。</p>
市長 事務局	<p>(開会挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今より、川西市都市計画審議会委員の辞令交付を始めさせていただきます。</p> <p>(辞令交付)</p> <p>(都市計画審議会の開会)</p> <p>それでは、平成20年度第1回川西市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>はじめに、本審議会委員のご紹介をさせていただきたいと思ひます。まず、学識経験者より選出の委員をご紹介します。</p> <p>(学識経験者選出委員)</p> <p>(市議会選出委員)</p> <p>(関係行政機関選出委員)</p>

事務局	<p>続いて、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>以上で、紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。</p> <p>まず、委員の出席についてご報告させていただきます。 委員19名の内、本日ご出席いただいておりますのは、【17】名でございます。</p> <p>従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日は、委員の新任期が始まり、最初の審議会となりますので、正・副会長が決まりますまで、仮議長を市長として、議事進行をさせていただきますと思います。</p> <p>それでは、市長、お願いいたします。</p>
仮議長	<p>それでは、正・副会長が決まりますまで、本日の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます</p> <p>まず、議案第1号「川西市都市計画審議会における正・副会長の選出について」を議題といたします。</p> <p>都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条により、会長は、学識経験者から選挙によって定めると規定されております。</p> <p>これを受けまして、川西市都市計画審議会条例第5条の規定により、本審議会に会長及び副会長を置き、会長、副会長は委員の選挙により定めるとありますが、川西市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項では、委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法により定めることができますので、正・副会長の選出につきまして、いかが取り計らいをさせていただきますでしょうか。</p>

委 員	「指名推薦」
仮 議 長	指名推薦のお声を聞きました。それでは指名推薦という方法をとらせていただきます。事務局に案がありましたらお願いします。
事 務 局	事務局で案があればということでございますので、学識経験者からの選出で、本審議会の会長には、土木・建築部門に造詣の深い、前川西市助役の古川委員に、副会長には、市議会選出の小山委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	「異議なし」
仮 議 長	<p>異議なしの声をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本審議会の会長には、古川委員に、副会長には、小山委員にお願いいたしたいと思ひます</p> <p>では、正・副会長が決定いたしましたので、ここで議長席を交代させていただき、議事進行に付きましては、古川会長と小山副会長にお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>(議長交代)</p>
事 務 局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、古川会長、小山副会長、正・副会長席の方へお願いいたします。</p> <p>(正・副会長席へ移動) (市長 別席へ移動)</p>
事 務 局	<p>では、ここで、就任の挨拶を古川会長、小山副会長にお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>まず、古川会長 よろしくお願ひいたします。</p> <p>(会長就任あいさつ)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。では、引き続き、小山副会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>(副会長就任あいさつ)</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、ここで市長は、所用のため退席させていただきます。ご了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>(市長退席)</p>
事務局	<p>では、これより、議事進行につきましては、古川会長 をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>座らせていただいて、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、引き続き議事進行をさせていただきます</p> <p>議案第2号「阪神間都市計画地区計画（阪急日生ニュータウン地区計画）の変更について（川西市決定）」を議題といたします。</p> <p>なお、議案第2号につきましては、市長より本審議会に付議されておりますので、事務局より付議書(写)を配布願います。資料はあらかじめ配布しておりますので後ほど、事務局より説明させていただきます。</p> <p>(事務局付議書(写)配布)</p>
議長	<p>それでは、付議書(写)が配布されましたので、事務局から資料に基づきまして、説明のほどよろしくお願いいたします。事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>説明は、終わりました。</p> <p>ご質疑・ご意見をお受けいたします。議案第2号について、ご質疑・ご意見等はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」</p>
議長	<p>ご意見無いようですので、質疑・ご意見等は終結させていただきます。</p> <p>それでは、採決に入らせていただきます。</p>

議 長	お諮りいたします。議案第2号「阪神間都市計画地区計画（阪急日生ニュータウン(川西市) 地区計画の変更について（川西市決定）」について、原案どおり決定して、ご異議ございませんか。
委 員	「なし」
議 長	ありがとうございます。ご異議なしと認めます。 議案第2号につきましては、原案のとおり決定されました。 事務局、資料の配布をお願いします。 (事務局資料配布)
議 長	本審議会で付議されました内容につきまして、ただ今お配りいたしました、(案) のとおり、市長に答申させていただきます。 議案は以上でございますのでその他に移らせていただきます。 「都市計画道路見野線の見直しについて」(川西市決定) を、事務局より報告お願いいたします。
事 務 局	(事務局報告)
議 長	報告が終わりました。 ただ今の報告事項につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。
委 員	地元で説明会をされたと思いますが、その際に出された住民意見について、どのようなものがあったのか、そのようなものがあればお聞きしたいのですが。
事 務 局	事務局です。今年度都市計画変更を行うにあたった経緯と、理由について聞かれました。 沿道の方を特に対象とさせていただきましたので、どのあたりまで変更されるのかというような意見が、非常に多かったです。
委 員	黄色のラインから、赤のラインへ変更した理由について教えて欲しいのですが。

議 長	<p>変更の理由についてご質問されていますので、そのことに対して、事務局から答弁をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>事務局です。黄色のラインが現在の都市計画ラインなのですが、昭和44年にこの法線が決まっております。様々な諸資料をひっくり返した結果なんです、当時は大和団地の造成にあわせて、この道路が築造されました。</p> <p>この大和団地の道路が築造された時期は、昭和39年から昭和40年くらいになります。その築造された時期と、都市計画道路の都市計画決定をする手続きに入っている時期と、概ね合致しております、都市計画道路のラインというのは、現道にあわせた形で都市計画決定がなされたという、どうやら勘違いがあったようでございます。従いまして、都市計画道路の法線上に、建物を建てる際には、法第53条で木造かつ、2階以下という制限がかかるわけですが、昔からここに住まわれている方は、現道にあわせて指導されている事実がございます。当時の資料も、現道にあわせて中心から6mずつ、12mに整備します、というような公文書がでてきております。</p> <p>また、現地をご存知の方もいらっしゃると思いますが、能勢電鉄の橋脚が、黄色のラインのど真ん中に建っております。能勢電鉄の橋脚が完成したのは、昭和51年ですが、昭和47年に工事着手しております。従いまして、昭和44年に最終的に決定した都市計画道路のど真ん中に、あのような公共の構造物が建てれること自体が非常に不思議でございました。我々は、このたび、いろいろなことを紐解きまして、実は当時の資料が能勢電鉄のほうからでてきて、そのときも現道を中心とする形で拡幅するという協議がなされておりました、どうやら行政当局も昭和47年当時は、あくまでも現道にあわせた拡幅で、都市計画道路ラインがなされているという、勘違いがあったようです。</p> <p>昭和44年の図面にある都市計画道路ラインは、黄色のラインと概ね合致しております。都市計画道路のラインというのは、下の地形図にあわせて重ね合わせますが、昭和48年に地形図を作ったあと、昭和55年に地形図を書き換えています。昭和48年の地形図には、能勢電鉄は旧軌道敷きを走っており、高架の形はしていませんが、昭和55年の地形図には、現在の高架の形で現れております。地形図を作る測量の精度も、時代が違いますので、誤差があったのではないかと考えます。出来上がった昭和55年の地形図に、そのまま昭和44年の都市計画道路ラインを重ね合わせてしまったと、そして昭和55年に、はじめて、実は都市計画道路ラインは現道ではなくて、昔ひいた直線のラインが正しいのではないかと、という判断がされたのではないかと考えます。ですから、昭和55年以降の法第53条申請の建築物の制限の証明には、それまでずっと現道で証明されていたものが、黄色のラインに沿ったかたちで証明がなされています。過去において、行政側が、現道で指</p>

事務局	<p>導していた時期があるのと、昭和55年以降は黄色のラインで指導してしまっているという、2種類の指導の事実がございます。昭和55年以前に現道で指導しているという経過がある関係で、地形図にあわせたときに法線が間違っているということに気がついておれば、錯誤で、現道に戻すとか、ラインを修正するとかということが、その時点で出来たのではないかと思います。昭和55年以降は法第53条の申請の許可を与えているという関係から、いまさら錯誤で戻してしまうということは、到底いえませんし、我々としても、いつかは誰かがやらないといけない、禁断の都市計画変更というふうに理解しています。</p> <p>委員のご質問は、その辺の事情に詳しい住民さんもおられまして、最初は現道だったのに、昭和55年に直線に戻されまして、また元に戻すのかというようなご意見もございました。それについては、今申し上げました経過を踏まえて説明させていただき、一定のご理解をいただいたと、理解しています。以上です。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。委員そういう内容でよろしいですか。
委員	はい。
議長	<p>手続き上スケジュールを申し上げているのですが、委員、専門的な立場でアドバイスをいただければ非常に助かるのですが。現況で都市計画決定のとおり、事業をやろうとしますと、ぶち当たってしまうと、いうことから少し変更をしたいと、いうことで事務局のほうでは、地域住民への説明などの事務作業を進めているということですが、何か過去に他の事例等がございましたら、お教えいただければと思うのですが。ないでしょうか。</p>
委員	ちょっと思い当たらないです。
議長	<p>そうしましたら、またご提案等がございましたら、事務局の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは意見等無いようですので、その他につきましては、終わらせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>長時間にわたり、慎重なご審議を頂き、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、平成20年度第1回川西市都市計画審議会を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。</p>